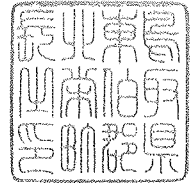


監査委員		局長	書記	主査
				

受企第146号
平成28年8月22日

北栄町代表監査委員 音田 勝正 様
北栄町監査委員 津川 俊仁 様

北栄町長 松本 昭夫



平成28年度第1回定期監査の結果について（回答）

平成28年7月19日付発監第9号で報告のあったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

1 監査意見

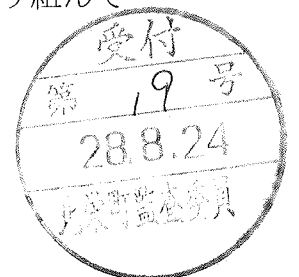
（1）補助金状況について

ア 北栄町社会福祉協議会補助金

補助対象のうち人件費について、平成27年度の交付基準は上限額を11,848,000円と定め、地域福祉課2名の給与支給額の合計と比較し、いずれか低い金額を交付する、としている。その2名分の積算内訳は、地域福祉課長と地域福祉係長の給与の合計額であり、上限額を上回っていたため、11,848,000円が交付されていた。

社会福祉法第6条の規定を受けて、地域福祉の推進を目的とする事業の企画、実施、調査、普及宣伝、連絡、調整及び助成、又は活動への住民参加の援助や事業の健全なる発展を図るために必要な経費に対して、補助金を交付している。その担当課は、地域福祉課である。

対象事業としては、社会福祉法第109条に掲げる、「住民参加を進める事業」及び「住民参加による事業」（非営利事業）と考えられる。社会福祉協議会は他にも、受託事業、介護保険事業、共同募金への協力、生活福祉資金の貸付、日常生活自立支援、歳末訪問、激励金品の配布等多数の事業に取り組んでいる。



交付額の推移を見ると、平成 23 年度から平成 27 年度は同額の 11,848,000 円であるが、それ以前 3 年間は 100 万円多い 12,848,000 円である。平成 22 年度から平成 23 年度への減額理由は査定結果によるところであるが、調整方法の根拠を明文化した査定資料等は不明である。補助金の変更及び改正が厳正な手続きのもとに行われたかどうか疑問である。

人件費に対する補助であることから、より一層具体的な補助金交付要綱が必要ではないか。2 名分の給与の補助であれば、事業に携わっている地域福祉課全員の平均値と従事比率等により調整するなど、根拠を明らかにすべきである。これにより、補助金の変更、改正、予算の積算が厳正な手続きのもとに行われ、その過程で適正にチェックされることにもなる。補助金交付要綱は作成することが望ましいのではなく、作成されなければならないものである。

また、上限額の見直しも検討すべきではないか。町職員の給与と同様に、ベースアップ、定期昇給による増額も視野に入れた積算基準を加味したものが求められると考える。

その他の補助金交付要綱についても、運用面でより効果的で公平な結果につながるよう、住民目線で細部にわたり検討していただきたい。

【監査意見に対する回答】

ご指摘のありました社会福祉協議会補助金交付要綱につきましては、その後の調査で、平成 23 年に作成されていることが判明しました。（別紙資料 1）

これは、要綱作成時に、町の例規システムへの登録をしなかったため、この度の、定期監査指摘事項事前調査の時点では、要綱の存在を確認することが出来なかったものでございます。大変申し訳ありませんでした。

しかし、すでに作成しておりました、この北栄町社会福祉協議会補助金交付要綱は、非常におおまかな交付要綱でありますので、ご指摘のありましたようにより具体的な交付要綱に改正するように検討を進めてまいりたいと考えております。

イ 自治会総合交付金（自主防災組織育成交付金）

町主催の総合防災訓練の実施時における参加自治会についても、1 世帯当たり 300 円（年間上限 5 万円）の交付対象にしているが、案内文書に明記されていないため、請求未済の自治会が見受けられる。自治会独自で実施する防災対策等の資金源にもなることから、口頭説明にとどまらず、文書で表示すべきだと考える。

【監査意見に対する回答】

この交付金は、組織が自主的に訓練等を行うことに対して交付しており、単に町主催の防災訓練に参加しただけでは交付対象にしていません。

町防災訓練に併せて自治会内での点検・訓練等を行った場合には町防災訓練参加世帯数も含めて交付していますので、今後、自治会長会等で周知を図りたいと思います。

ウ 地域の自立・活性化活動支援事業交付金

(グリーン・ツーリズム研究会 宿泊及び農産物の収穫体験)

事業費に対する交付金の上限額は10万円で、ここ数年の参加者は、湖南省の住民である。参加費は小学生以下5,000円、中学生以上6,500円で募集を行っている。

収支報告書によれば、民泊協力先には一律1泊2食付きで一人当たり5,000円を支払っており、中学生以上の参加費6,500円のうち、残りの1,500円は収穫体験先の農家の謝金に充当されている。

この事業に対する補助金支給要綱では、講師に対する謝金及び交通費は支給対象となっており、「一部補助」といった規定もないため、農家の謝金は全額支給すべきではないか。

また、スケジュール表によると、初日の北栄町到着時に昼食をはさみオリエンテーションを実施し、二日目（最終日）は昼食をはさみ意見交換会を行っている。収穫体験以外にも「青山剛昌ふるさと館」に有料で入館している。これらの入館料及び食事費用は全て企画主催者の全額負担であるが、報告書には記載がない。

このような内容の事業に伴う参加者の食費及び入館料も支給対象とする要綱に改正できないものか。

実際、事業に要した直接必要な費用の全額を報告していただき、事業の趣旨を町が理解・判断し、上限額の範囲で補助していただきたい。改正できないのであれば、「民泊料金以外の費用は無料」の募集チラシにできないか。

【監査意見に対する回答】

事業に要する経費については全額報告していただくように見直します。その上で、補助対象経費については、上限額の範囲内で補助金を交付します。

食糧費については、要綱で定めたとおり、講師の昼食代等としております。具体的には、事業実施に必要不可欠なものを対象としており、団体内部の者のみで消費する会議茶菓子、食事は認めておりません。

今回のケースの昼食代及び入館料については、基本的には、参加者の個人負担になると思いますので、要綱の改正については考えておりません。

募集チラシについては、参加者に負担していただく料金とその内容について明記されていれば良いと考えますので、それについて明記していただくよう助言します。

エ 生徒派遣費補助金

中学生が運動部の大会で中国大会または全国大会に出場した場合、生徒と外部指導者に対して交通費及び宿泊費が交付されている。日程や勝敗によって宿泊せざるを得ない場合もあるが、同行している外部指導者に報償費的な支出はない。

ボランティアとして日ごろから協力していただいているが、優秀な成績につながり、選手及び家族にとっては貴重な経験を積むことになっていると思う。しかし、外部指導者にとっては負担が増えていることも事実ではないか。何らかの形で、その恩に報いる施策をとるべきだと思う。

【監査意見に対する回答】

報償費的な支出は、この補助金とは別に年間の指導謝礼として 1,325 円／時間の計算で支払われています。

しかしながら、指導謝礼（県が 1/2 を負担）は、上限 10 万円（週 1 回 2 時間の指導でも 38 週で上限に到達）で、通常の部活指導だけで上限に達してしまうなど十分な謝礼となっていないので、上限を増やすことについて県へ要望したいと思います。

（２）町有財産の固定資産台帳整備状況について

固定資産台帳は外部業者により作成を行ったところであるが、平成 28 年度は台帳整備の最終年度になるため、各課で再度確認及び精査を行い、正確な台帳作成に努めること。

【監査意見に対する回答】

各課において再度確認及び精査を行い、正確な台帳作成に努めます。

北栄町社会福祉協議会補助金交付要綱

平成 23 年 6 月 6 日
北栄町訓令第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、北栄町補助金等交付規則（平成 17 年北栄町規則第 43 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、北栄町社会福祉協議会補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本補助金は、社会福祉法人北栄町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）が行う活動を支援し、本町における地域福祉の向上に資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第 3 条 町は、前条の目的の達成に資するため、別表の第 1 欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の対象となる費目、内容及び額は別表のとおりとする。

(交付決定の時期等)

第 4 条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から 20 日以内に行うものとする。

(承認を要しない変更)

第 5 条 規則第 11 条第 1 項の町長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 補助対象経費の 20 パーセントを超える減を伴う変更

(実績報告の時期等)

第 6 条 規則第 20 条の規定による報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から 30 日を経過する日、又は交付決定を受けた年度の翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い日までに行われなければならない。

2 規則第 20 条の報告書に添付すべき書類は、北栄町補助金等交付に係る実績報告の事務処理要綱（平成 17 年北栄町訓令第 26 号）に定める、様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。

(雑則)

第 7 条 この要綱又は規則に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 23 年 6 月 6 日から施行し、平成 23 年度の事業から適用する。